

日本ケミカルデータベース株式会社
国内・海外向けSDSおよびラベル作成サービス利用約款

制定日：2008年1月

改訂日：2017年7月10日

本約款は、日本ケミカルデータベース株式会社(以下「JCDB」といいます)に対し、作成依頼者(以下「ユーザー」といいます)がSDSおよびラベルの作成(以下「本サービス」といいます)を依頼する場合の全てに適用されます。

第1条(サービス内容)

- 1 JCDBは、ユーザーから提供された資料を基に、ユーザーの要望に応じて、
 - (1) ユーザーが日本国内で使用するSDSおよびラベル(以下「国内向け」といいます)
 - (2) ユーザーが日本国以外の国で使用するSDSおよびラベル(以下「海外向け」といいます)上記(1)または(2)のいずれか一方または双方を作成します。
- 2 JCDBはユーザーに対し、SDSおよびラベルを編集可能なデータで納品(以下、国内向けおよび海外向け両方を併せて「納品物」といいます)します。

第2条(契約の成立)

本サービスの個別契約は、JCDBがユーザーに対して、本サービスの見積書を発行し、同見積書を受領したユーザーがJCDBに対して注文書を発行したとき、または、JCDBが注文書の代替文書と認める文書をユーザーが発行したときに成立します。

第3条(納品物)

- 1 JCDBは、ユーザーから作成を受注した時点でユーザーに提示した作成基準に沿って、納品物を作成します。
- 2 海外向けの作成については、JCDBが海外提携先企業に作成を委託することを、ユーザーは予め承諾します。
- 3 JCDBは、ユーザーに対し、国内向けについては、Microsoft Excel のファイルで、海外向けについては、Microsoft Word のファイルおよびPDFのファイルで納品します。
- 4 JCDBは、ユーザーに対し、納品物を添付した電子メールをユーザーの指定するアドレスに送信する方法で納品し、ユーザーがこの電子メールを受信した時点でJCDBの債務の履行は完了します。

第4条(納品物の検収期限)

納品物の検収は、納品物を納品した日から原則5日間(納品した日、土日祝祭日を含む)を期限とし、期限を過ぎた場合は、検収済みと見なします。ただし、納品した日の翌日から4日間が休業日または土日祝祭日の場合は、翌営業日を期限とします。

第5条(アフターサービス)

- 1 JCDBは、下記日時の間、納品物の内容に関するユーザーからの質問または問い合わせに応じます。

記

電話によるご質問・お問い合わせ

平日の午前9時から午後5時まで

但し、日本の標準時間によります。

電子メールによるご質問・お問い合わせ 適宜

但し、回答までに数日かかる場合があります。

- 2 第3条4項に定める納品物の引渡し後、納品物の内容に明らかな誤りがあることが判明したときには、JCDBは、速やかに修正または再納品を行います。

但し、JCDBが本条に定めるアフターサービスを負うのは、第3条4項に定める納品物の納品後3カ月以内に判明した誤りに限ります。

- 3 JCDBが責任を負うのは納品物の内容についてのみであり、表現方法の変更、納品物に記載されていない情報の追加などについては、ユーザーが自らの責任で編集します。

第6条(代金の支払い)

JCDBは、検収後に請求書を発行します。ユーザーは、当該請求書記載の支払期限までに、同記載の口座に振り込む方法で代金を支払います。

尚、振込手数料はユーザーの負担とします。

第7条(納品物の使用収益、編集および加工)

- 1 JCDBが、ユーザーに対して納品した納品物を、ユーザーは使用収益することができます。
- 2 JCDBが、ユーザーに対して納品した納品物を、ユーザーは、自らの責任において加工・編集することができます。
- 3 JCDBは、ユーザーが行う納品物の使用収益およびユーザーが行った加工または編集について一切責任を負いません。納品物の使用収益、加工または編集(第5条3項に基づく納品物の編集を含む)を原因として第三者から損害賠償を請求された場合、ユーザーは自らの責任でこれに対処しなければなりません。

第8条(秘密保持)

- 1 JCDBは、本サービスの履行に当たって、ユーザーより開示、提供された営業上、技術上の情報(以下「ユーザー情報」という)を、本サービスの履行のためにのみ使用します。
- 2 JCDBは、ユーザー情報を、ユーザーの書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏洩いたしません。

但し、当該ユーザー情報が次の各号の一つに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) ユーザーから開示を受ける以前より公知であった情報
 - (2) ユーザーから開示を受ける以前より、JCDBが秘密保持義務を負うことなくして取得していた情報
 - (3) ユーザーから開示を受けた後、JCDBの責めに帰すべからざる事由によって公知となった情報
 - (4) ユーザーから開示を受けた後、JCDBが、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 - (5) ユーザーから開示を受けた情報によらずして、JCDBが独自に開発した情報
 - (6) ユーザーが、JCDB以外の第三者に対し、秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- 3 裁判所や官公庁などの公的機関よりユーザー情報の開示を求められてきた場合、その他、法的にユーザー情報の開示を拒めない場合、JCDBは第三者にユーザー情報を開示することができます。但し、JCDBはユーザーに対して、事前にその旨を通知するとともに、ユーザー情報の機密性を保持するため最

大限の努力をします。

- 4 第3条に定める海外向けの納品物の作成を提携先企業に委託する場合、JCDBは自らが負っている秘密保持義務と同等の義務を委託先に課すこととし、この場合に限り、ユーザーは、本条第2項の規定にかかわらず、JCDBが提携先企業に対してユーザー情報を開示することを予め承諾します。

第9条(注意事項)

- 1 第2条の定める契約が成立した後、原則として、ユーザーはキャンセル(解約)をすることはできません。
- 2 JCDBは、個別の契約の成立時点の作成基準(法規制)に沿って納品物を作成するため、過去にJCDBがユーザーまたは第三者に納品した納品物の内容との整合性を保証するものではありません。
- 3 JCDBは、秘密保持のため、第5条に定めるアフターサービス後、ユーザー情報を合理的な方法にて廃棄処分いたします。

但し、ユーザーがユーザー情報について廃棄処分以外の処分方法(返還など)を希望する場合には、ユーザー情報を開示する際、文書にて処分方法を指定するものとします。

第10条(有効期間)

本約款の有効期間は、JCDBがユーザーに対し、納品物を納品した日から3カ月間とします。

第11条(反社会的勢力)

JCDBおよびユーザーは、それぞれ相手方に対し、以下の各号に定める事項を保証します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスの契約を締結する者ではないこと。
- (4) 前条に定める本約款の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または、信用を毀損する行為

第12条(損害賠償)

JCDBが、本サービスにおいて故意または重過失によってユーザーに損害を与えた場合、JCDBはユーザーに対し、ユーザーが支払った代金額を限度として当該損害を賠償します。但し、第7条3項に該当する場合はこの限りではありません。

第13条(約款の改訂)

JCDBは本約款の内容を合理的であると認められる範囲で変更することができます。

第14条(準拠法および管轄裁判所)

本サービスの個別契約および本約款は、全て日本国法律に準拠します。また、本サービスの契約および本約款に関する紛争の第一審裁判所は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第14条(協議条項)

- 1 本約款に定めのない事項が発生したとき、または、本約款の各条項の解釈に疑義が生じたとき、JCD

Bはユーザーと協議を行います。

- 2 前項に定める協議の結果によっては、JCDBは、第12条に定める約款の改訂を行うか、ユーザーと覚書を締結します。

以 上